

文部科学省における家庭教育支援について

令和3年12月21日
不登校に関する調査研究協力者会議資料



文部科学省

地域における家庭教育支援基盤構築事業

(「学校を核とした地域力強化プラン」事業)

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和3年度予算額

75百万円

(前年度予算額

75百万円)



文部科学省

背景・課題

●地域全体で家庭教育を支える必要性

- 核家族化や共働き家庭、ひとり親家庭の増加
〔児童(18歳未満)のいる世帯のうち、共働き世帯：949万世帯(H9)→1,240万世帯(R2)〕
〔児童(18歳未満)のいる世帯のうち、ひとり親世帯の割合：4.5%(H10)→6.5%(R1)【約72万世帯】〕
- 身近に子育ての悩みを相談できる相手がいない
〔地域において子育ての悩みを相談できる人がいる保護者の割合：28.1%(R2)〕

●真に支援が必要な家庭へのアウトリーチ型支援の必要性

- 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加
〔児童相談所での相談対応件数：11,631件(H11)→193,780件(R1)〕
- 全児童・生徒数に占める不登校児童生徒の割合は増加
〔不登校児童生徒の割合：小学生0.32%(H20)→0.83%(R1) 中学生2.89%(H20)→3.94%(R1)〕
- コロナ禍での生活不安やストレスによる児童虐待等のリスクの高まりが懸念

事業内容

地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進するため、真に支援が必要な家庭に寄り添い届けるアウトリーチ型支援の取組を含め、各地方公共団体が実施する家庭教育支援を担う人材の養成や「家庭教育支援チーム」の組織化等の推進体制の構築、保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等の取組を支援する。

◆地域全体での家庭教育支援の取組推進 ※地域の実情に応じて、以下の取組を行う地方公共団体（都道府県、市区町村）を支援（計1,000箇所）

家庭教育支援に関する推進体制の構築

＜主な内容＞

- 家庭教育支援に関わる地域の多様な人材の養成
 - ・子育て経験者や元教員、民生委員・児童委員、保健師等、地域の多様な人材の参画を促進
- 家庭教育支援員等の配置
 - ・小学校等に家庭教育支援員を配置するなど、身近な地域における家庭教育支援の体制強化
- 「家庭教育支援チーム」の組織化
 - ・地域における家庭教育支援が継続的に実施できるようチームの組織化

真に支援が必要な家庭への対応（アウトリーチ型支援）（児童虐待防止等）

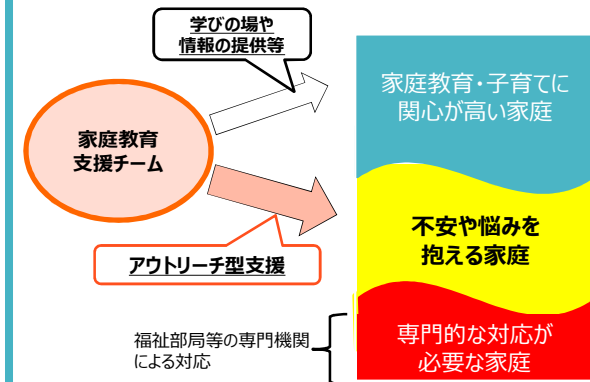
- 家庭教育支援員等に対する研修
 - ・子供の健やかな育ちをめぐる課題への対応(虐待防止等)などに関する研修の実施
- 保護者に寄り添うアウトリーチ型支援
 - ・育児に周囲の協力が得られにくい家庭等、真に支援が必要な家庭へ個々の情報提供や相談対応等、保護者に寄り添う支援の実施

家庭教育支援に関する取組の実施

＜主な内容＞

- 保護者への学習機会の効果的な提供
 - ・就学時健診や保護者会など、多くの保護者が集まる機会を活用した学習機会の提供
- 親子参加型行事の実施
 - ・親子の自己肯定感や自立心などを養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、地域活動等のプログラムを展開
- 家庭教育に関する情報提供や相談対応
 - ・悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チーム等による情報提供や相談対応を実施

＜地域における家庭教育支援（イメージ）＞



全国の様々な地域において、それぞれの実情に応じた家庭教育支援の取組を実施

身近な地域に子育ての悩みを相談できる人がいる保護者の割合の改善〔28.1%（R2）〕

家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの健やかな育ちを支える環境を構築

地域における家庭教育支援（イメージ）

家庭を取り巻く環境が変化(核家族化や共働き家庭、ひとり親家庭の増加など)する中、今般のコロナ禍で子育てに不安や悩みを抱える家庭の増加が懸念され、寄り添い届ける支援（アウトリーチ型支援）の必要性が高まっている。



寄り添い、傾聴し、つなぐ 支援員や関係機関による「届ける支援」

取組の背景・ねらい

＜社会的背景＞

- 家族形態の変化や、地域社会のつながりの希薄化を背景とした子育てに関する不安や悩み、孤立しがちの家庭の増加
- 不登校、児童虐待、経済的困難等、主体的な家庭教育が困難になっている家庭の増加

＜対象＞

- 就学前から18歳未満の子供
- 不登校児童生徒を抱え込むことで、子育てに不安や悩みがある家庭

＜目標＞

- 保護者との信頼関係を築き、悩みや不安に寄り添い、関係各所と連携しながら家庭教育力の向上や養育環境の改善を図ること
- 学校（先生）と家庭の良好な関係を築くための支援をすること
- 児童生徒が学校教育活動（市適応指導教室を含む）に復帰すること

取組内容

＜学校・福祉部局との連携＞

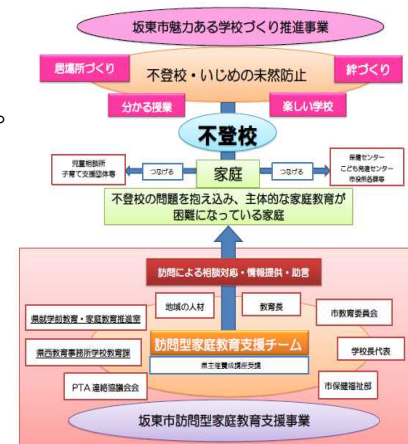
- 6月：不登校児童生徒状況調査票をもとに学校側と家庭教育支援が必要か否かを十分に意見交換し、支援家庭を仮選定する。
- 7月：第1回推進協議会で支援家庭を決定する。
※年6回の推進協議会を実施。協議会には大学の教授等を招き、専門的視点からの指導・助言を受ける。
- 9月：学校現場等とケース会議を行い、初回訪問は学校と事務局が同行し、支援員の訪問につなぐ。
- ・事務局は必要に応じて福祉課ケースワーカーや社会福祉士に同行を要請、他部局の支援にもつなげる。
- ・支援家庭に対しては、訪問や電話、SNS、手紙など様々な手段を使い、孤立させないよう見守り体制を強化する。
- ・支援員が訪問する前に、事務局が学校に対象児童生徒の状況を聞き、支援員に伝える。支援員は最新の情報をもとに家庭を訪問し、訪問後は直接学校に状況を報告する。

＜R2年度の取組＞※4月はコロナ禍において活動自粛
5/8(金)緊急対策会議→訪問活動を開始（継続家庭）

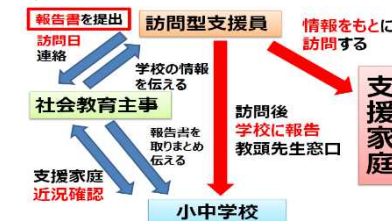
《テーマ》「いじめ・不登校等の児童生徒への支援について」

参加者：教育長・教育部長・市内小中学校教頭・指導課
生涯学習課・訪問型家庭教育支援チーム

◆事業の構造図



◆学校との連携



取組成果

何らかの改善・変化がみえた家庭（8割）

- ・支援員との良好な関係を築くことができた
- ・子供の環境を変える手段を検討できた
- ・保護者と学校をつなぐ役割を担えた

今後に課題を残すもの（2割）

- ・面談や接触を拒否する家庭への対応
- ・対象家庭における本事業への認知度の違い

R1年度の成果

家庭数	25家庭
登校するようになった	14家庭 (56%)
延べ訪問回数	146回 昨年比1.4倍

今後の展望

＜より早期の支援開始の必要性＞

- ・就学前からの情報提供の呼びかけ、虐待等の防止（幼児教育施設、各健診等との連携など）

＜事業自体の認知度の向上＞

- ・魅力ある学校づくり推進事業との連携強化（事業の構造図参照）
- ・訪問型家庭教育支援事業の取り組みを発信し、地域の意識向上を図る

ペアレンツキャンプの 不登校支援の取り組み

1. ペアレンツキャンプの不登校復学支援の背景と目的
2. ペアレンツキャンプの支援手法と取り組み
3. 不登校支援に対する提言



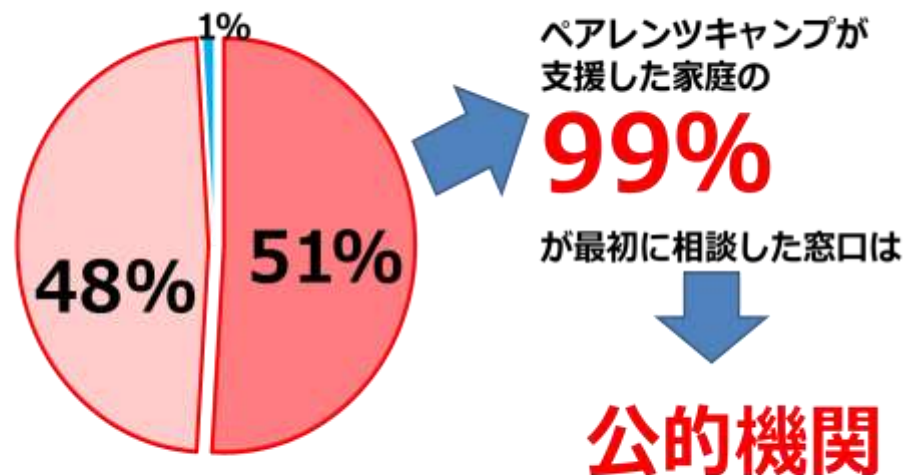
一般社団法人家庭教育支援センターペアレンツキャンプ

代表カウンセラー **佐藤 博**

昨今、不登校の子どもたちに対する支援は多様化している。公的な支援においても民間の支援においてもあらゆるケースの不登校に対応するために整備が進められている。その中でも、公的な支援を最初の相談窓口にする家庭は多く、その役割の重要性は高まってきている。民間の支援を選択する家庭の多くは公的な支援を受けても解決できないケースの受け皿として機能している。

最初に相談した窓口はどちらですか？

<ペアレンツキャンプクライアント調査>より N=353 (2020年)



- 行政窓口相談した
- 学校等に相談した
- 民間支援機関に相談した

民間の支援を最初に選択する家庭は少ない。

しかし、支援の多くは子ども達への直接的な支援が多く、それを支える家庭や保護者への支援は十分ではない状況と言える。

＜ペアレンツキャンプの支援を受けた保護者の声＞

- 家庭としてどうしてあげたらいいのか悩んでいる
- 学校以外の居場所もあると言われたが子ども自身が望まずどうすればいいかわからない
- 相談しても具体的なアドバイスがもらえない
- そもそも子どもが相談に行くことを拒否する
- なぜ子どもが不登校になったのか分からない

具体的なアドバイスを求めている

家庭を支援していく中で子どもたちの「本当は学校に行きたい」という声を聞くこともある。そういったケースでは復学をサポートする支援も必要。

＜ペアレンツキャンプの支援を受けた子どもの声＞

- 学校に行けるものであれば行きたい
- 学校以外のところに行くのが怖い
- 勉強の遅れが気になる
- 今更どうしていいか分からない
- みんなにどう思われているか気になる
- 自分だけ取り残されているという不安を感じる
- 学校の友達に会いたい

すべての子どもが学校以外の居場所を望んでいるわけではない

- 保護者は具体的なアドバイスを求めている
- すべての子どもが学校以外の居場所を求めているわけではない



- 家庭を支える家庭教育支援
- 子どもを支えるアウトリーチ型支援手法である訪問カウンセリング

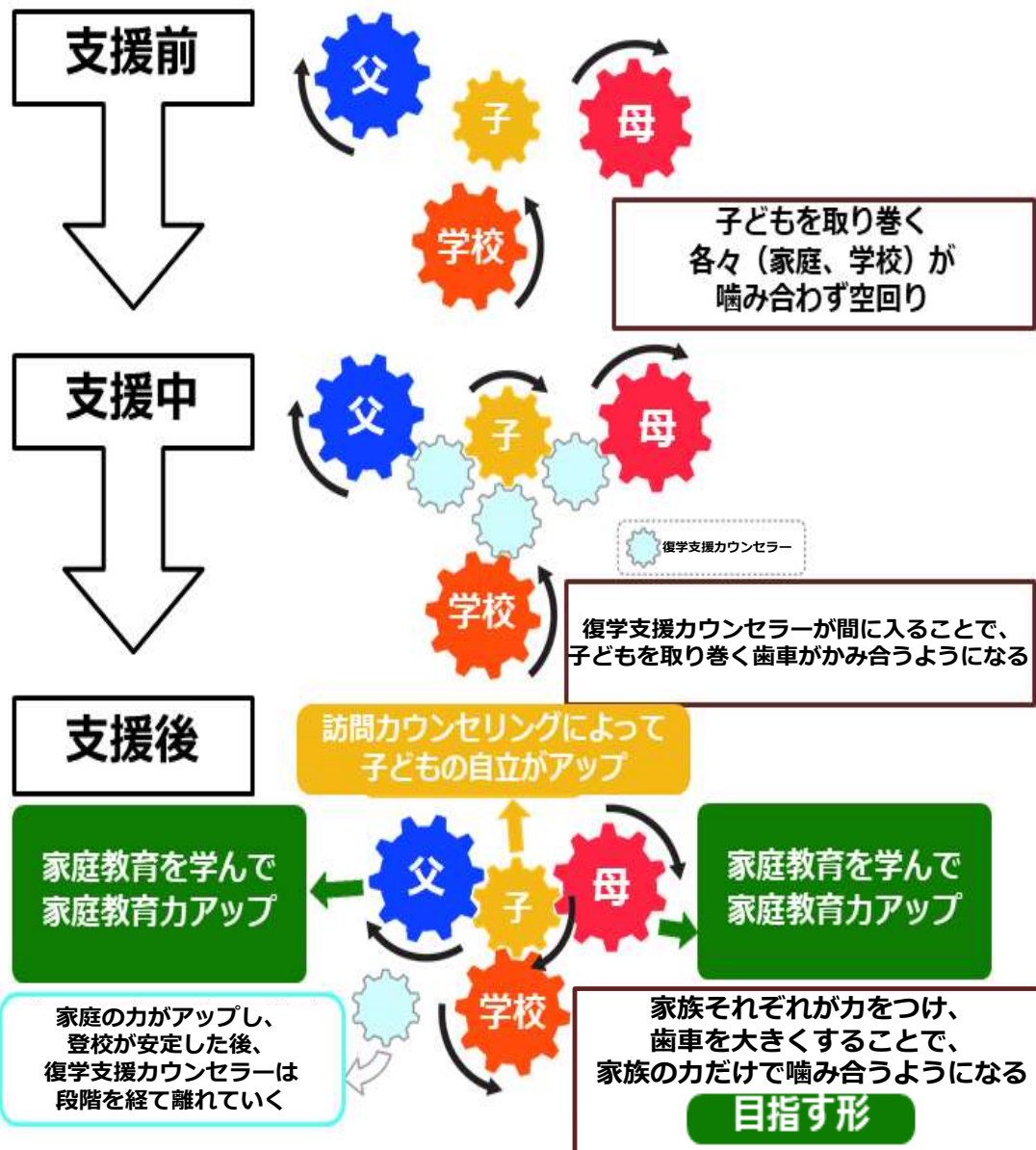


- 家庭も子どもも支えることで復学を目指す



- 復学だけでなく継続登校のサポートをしていくことで
子どもの社会的な自立を目指す

ペアレンツキャンプの支援イメージ



ペアレンツキャンプの復学支援は支援に対して依存するような状態にならないように、家庭の状況を見ながら支援を離していく。最終の目標は支援がなくても**家庭が子を支える力**を身につけることである。

ペアレンツキャンプとは

ペアレンツキャンプはアウトリーチ型支援手法である訪問カウンセリングを用いた復学支援と通信添削型の家庭教育支援を行っている支援機関。

支援対象は小中学生のお子さんを持つご家庭。

組織名	一般社団法人 家庭教育支援センター ペアレンツキャンプ
本部所在地	〒530-0041 大阪府大阪市北区天神橋2-2-10 ワイズビル8F
本部電話番号	06-6766-4470（代表） 06-6766-4471（FAX）
事業内容	家庭内問題に対する親へのカウンセリング 不登校児童及び生徒への訪問カウンセリング 学校教育と地域教育に関する人材育成及びコンサルティング 家庭教育の普及のための講演活動及び出版活動 前各号に付随または関連する事業

詳しくはこちらをご覧ください →

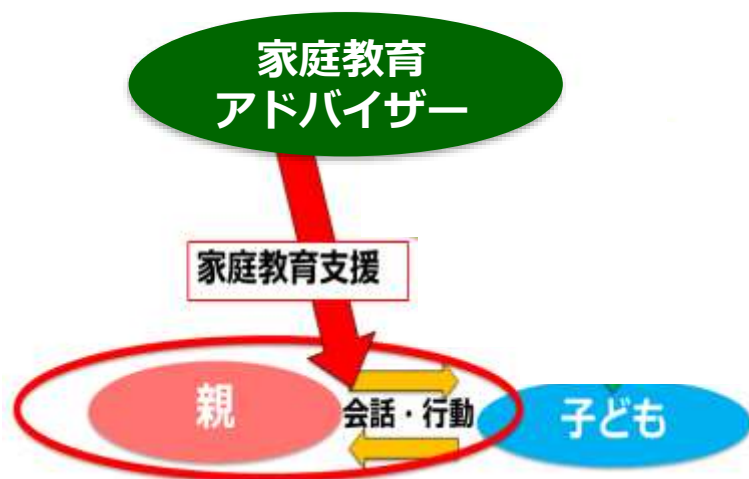
HP

<https://www.parents-camp.jp/>

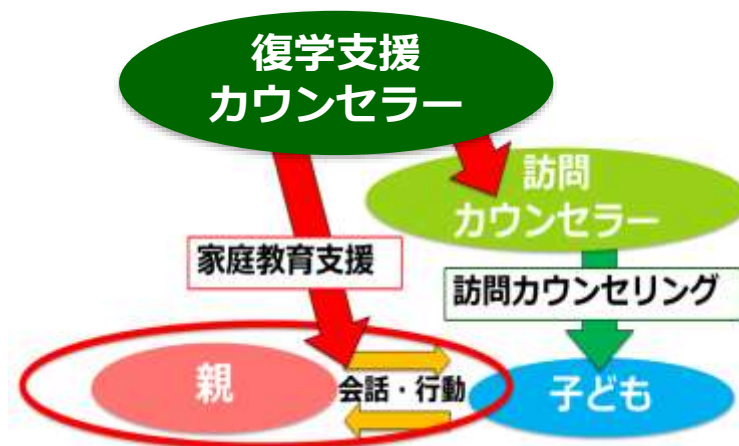


2つの支援コースがある。
まずはメールにてご相談を伺う。
メールからできる限りのアセスメントを行い、電話カウンセリングにてさらに詳細な家庭の状況をヒアリングして支援が行えるケースかを判断する。
ペアレンツキャンプの支援が適さないと判断した場合は他の支援機関へのリファー等を行う。

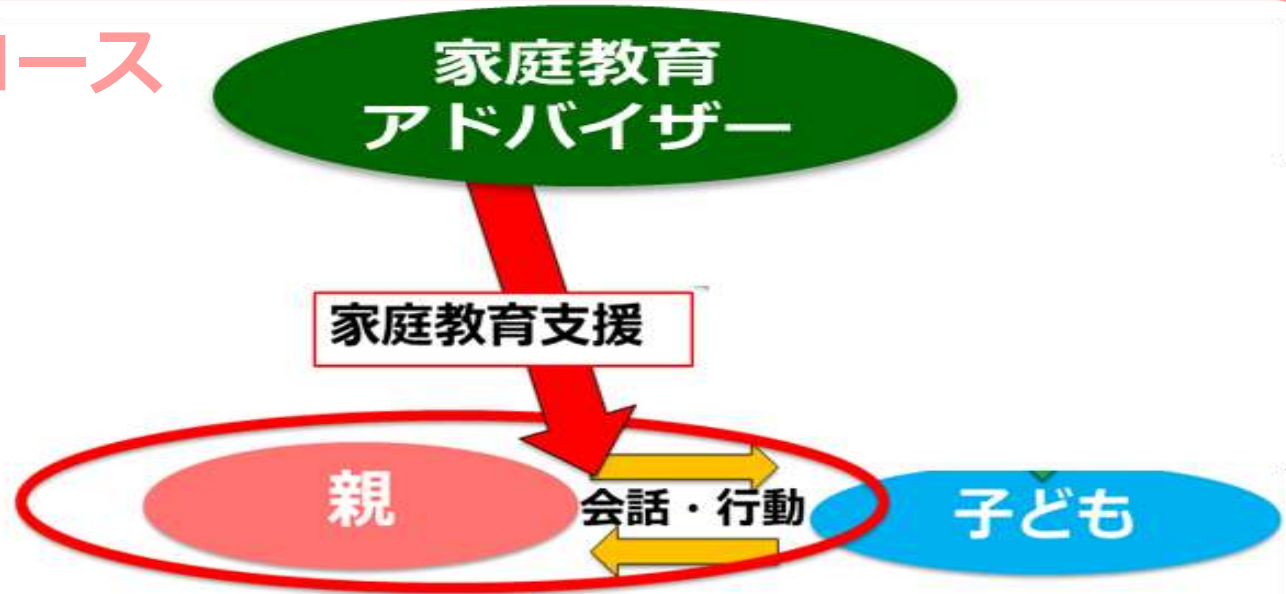
家庭教育支援コース



復学支援コース



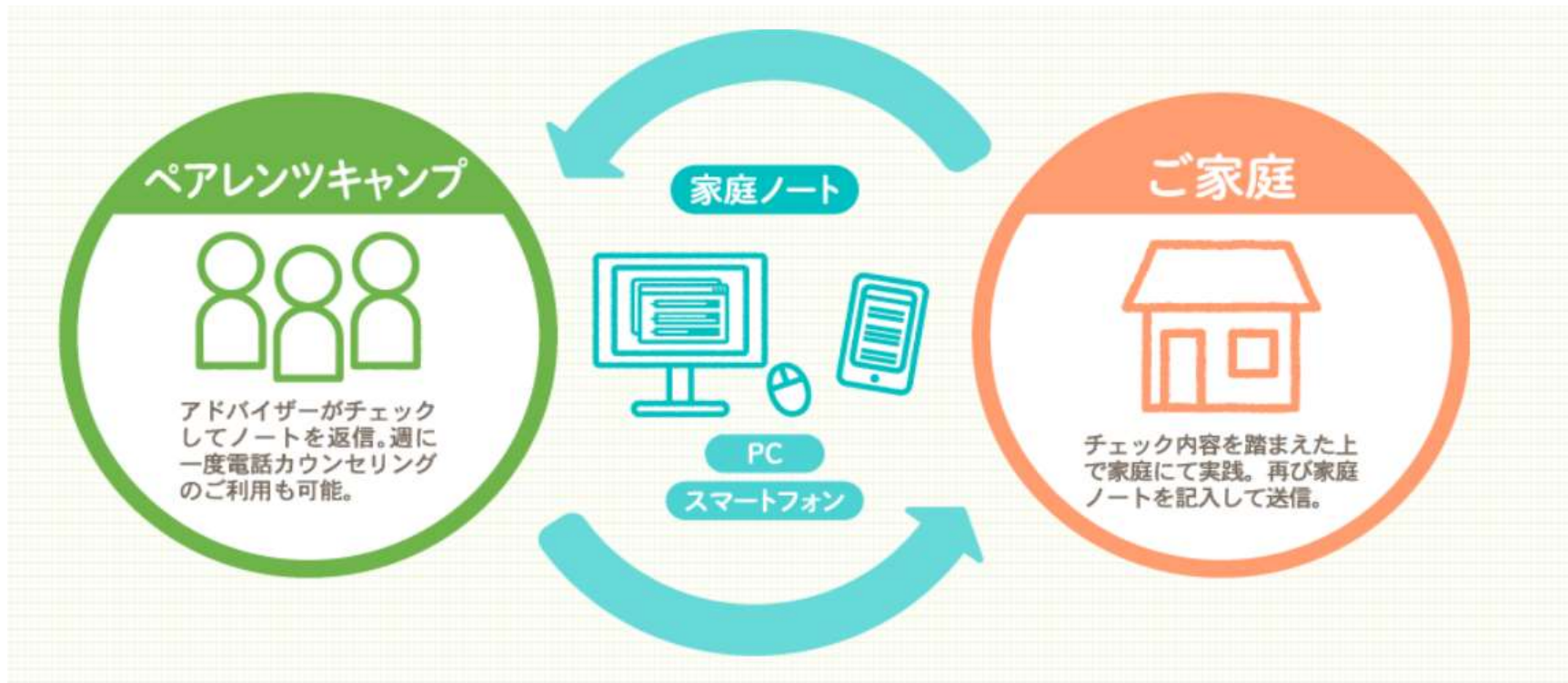
家庭教育支援コース



《家庭教育支援コース（予防・開発型）の特徴》

- ・ 電話カウンセリングと家庭ノートチェック法を用いた完全通信型の支援
- ・ 1家庭に1人、担当の家庭教育アドバイザーがつく
- ・ 親と子どもの会話や行動を分析し子どもとの関わり方についてアドバイスする
- ・ 個々の家庭の状況や子どもの性格傾向に合わせて「それぞれの家庭に合った、それぞれの子どものための家庭教育」を構築していく

家庭ノートチェック法



- ・ 親子間のコミュニケーションの様子を記録
- ・ コミュニケーションの様子からアドバイザーが分析
- ・ 分析をもとに保護者へその家庭に合ったコミュニケーションの取り方をアドバイス
- ・ アドバイスを受けて家庭で実践
- ・ この手順を繰り返すことで「その家庭に合った家庭教育」を構築していく

スマホやタブレットで利用できる**家庭ノートチェック法**【実際の画面例】

家庭ノート

家庭ノート | クエスチョンシート | カウンセラーへ

記事の日付 2021-12-01(水) 登校状況 欠席

印刷

07:00

母

7時よ!起きなさい!!
今日も学校に行かないつもり?
いい加減早く起きなさい!

コメント・アドバイス

昨日休んだからと今日も休むと決めつけて感情をぶつけるような言い方は止めておきましょう。
朝から怒鳴って起こされることは気分が良いものではありませんし、決めつけられたことで子どもは親が偏っていていないと感じ、言われたことに対して子どもも感情的になって言い返してしまいかねません。
朝の声かけは時間の声かけだけにしておいてあげましょう。
「7時よ」

子

うるさいなあ。

コメント・アドバイス

子どもも感情的になってしまっています。

母

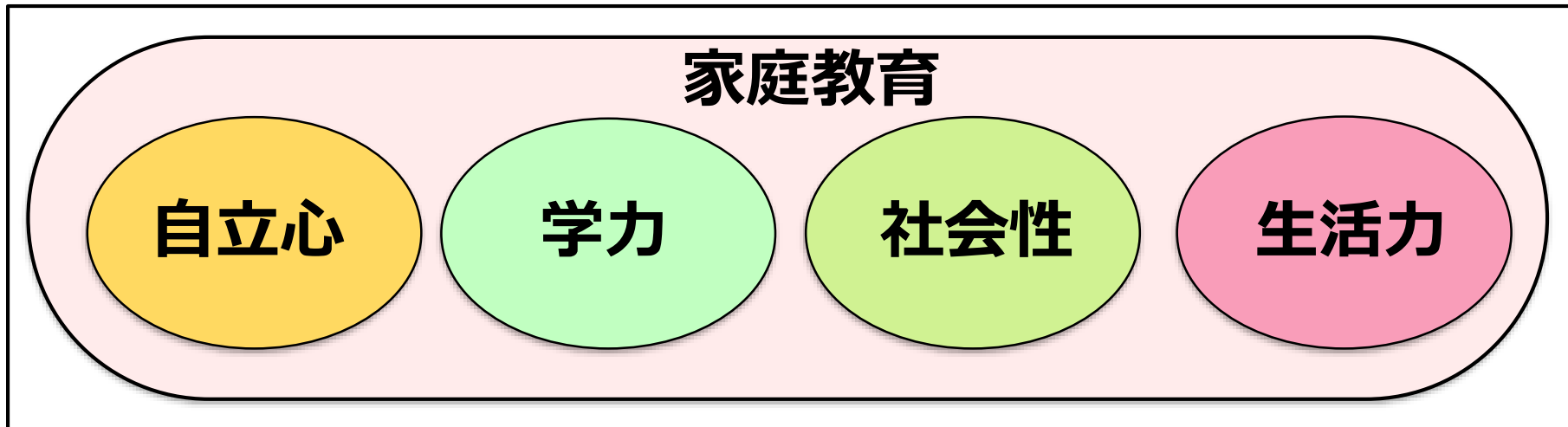
うるさいって何?
今日もこんな時間まで寝てるからでしょう。

コメント・アドバイス

まだ登校時間まで1時間あります。登校していたころの状況をお伺いした時に、彼は起きてから登校するまでの準備にご飯を食べる時間を含めても15分あれば用意できるとおっしゃっていたと思います。その時間からするとまだ彼は寝ていても登校には間に合うはずなので、寝かせておいて様子を見てあげましょう。

子

ち〜!ほっとけよ!(目覚まし時計を投げてくる)

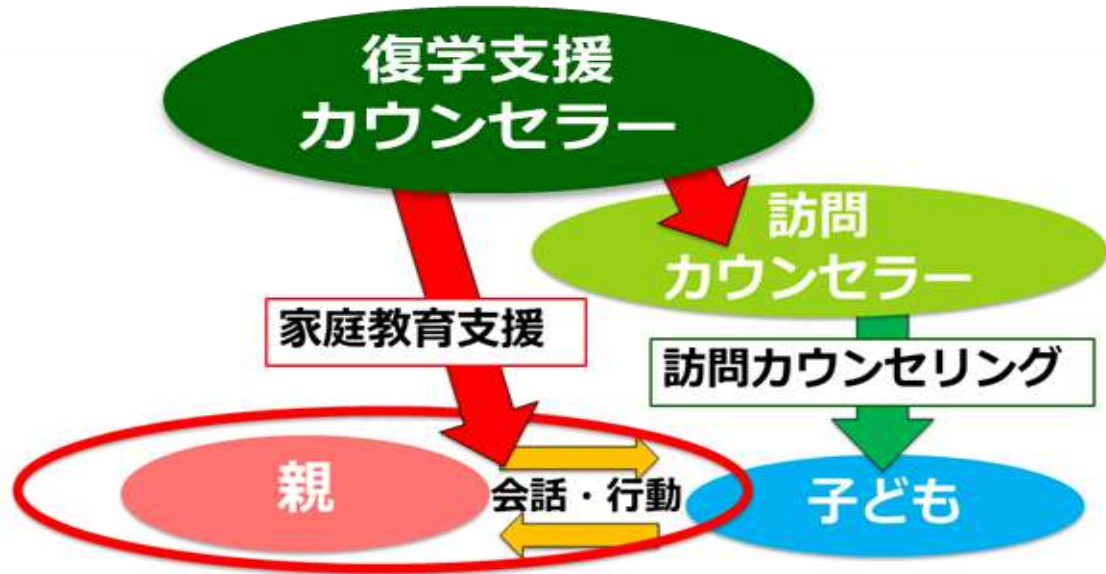


【家庭教育支援を受けることで期待できる効果】

- 子どもの自立心を育むことができる
- 子どもの学力を伸ばすことに繋がる
- 子どもの社会性や協調性が身につく
- 子が生きていく上で必要な生活力が身につく
- 不登校や非行行為を予防できる
- 保護者の子育てに対する不安感の解消につながる

など

復学支援コース



《復学支援コース（解決型）の特徴》

- 電話カウンセリングと家庭ノートチェック法、メールカウンセリングを用いた家庭教育支援とアウトリーチ型支援である訪問カウンセリングを組み合わせることで復学を目指す
- 1家庭に1人の復学支援カウンセラーが担当につく
- 不登校状態にある子どもの行動は突然変化があることが多く、子どもの状況によっては電話とメールを用いて24時間体制で親からの相談を受ける
- 必要に応じて訪問カウンセラーを家庭に派遣し、子どもを直接サポートすることで復学と継続登校を目指す

不登校に陥るきっかけは様々ある。しかし、その「きっかけ」だけ解決しても不登校は解決しない。解決するためには不登校になる前の子どもの課題と不登校になってからの子どもの課題を分析し、根本の原因を解決する必要がある。

<ペアレンツキャンプの支援を受けた子どもたちの不登校前の課題>

- 我慢力が低い
- 親への依頼心が強い
- 環境への適応力が低い
- 年相応の自立心が身につけていない
- 年齢よりも幼い
- 自己肯定感が低い

など

子ども自身の課題の解決が必要

不登校になる前からの課題が影響して不登校になってから表面化する課題がある。

<不登校になってから表面化する課題>

- 昼夜逆転
- ネット依存
- 勉強の遅れ
- 体力の低下
- 赤ちゃん返り
- 自室への引きこもり
- 頭痛、腹痛、吐き気等の体調不良
- 家庭内暴力

不登校になることで起きる課題の解決も必要

支援開始

- 家庭内の状況を分析（アセスメント）します。
- 親御さんに家庭内対応をアドバイスしていきます。

＜復学支援の組み立てで行うアセスメント＞

○アセスメント ① 「不登校になった原因やきっかけの分析」
不登校になった原因を探る。

子どもの性格傾向の問題なのか・自立の問題なのか・環境の問題なのか など...

○アセスメント ② 「子どもの性格傾向の分析」

保護者から情報収集を行う。

これまでどのような子育てをしてきたのか・どのような会話をしてきたのか・子どもの性格傾向は親からみてどのように感じるのか・学校の先生から見て子どもの性格傾向はどのように感じるのか など...

○アセスメント ③ 「不登校になってからの行動分析」

子どもの性格傾向と不登校になってからの行動を分析した上で、どのようなアプローチが必要かを考え、対応を組み立てる。

アセスメントの上でアウトリーチ型支援が必要か判断します。

復学

アウトリーチ型支援が必要と判断した場合は、復学に必要な準備（勉強、準備物等）を訪問カウンセラーがサポートします。
例. 学校説明、家庭訪問、クラス発表、友達訪問、学校見学 など

継続登校

復学後、登校しているからこそ起こる問題に対するサポートをします。
例. 登校時の朝対応、学習、人間関係の悩み、生活習慣の改善 など

約3ヶ月～6ヶ月間

約1年～1年半



成果

- ・ 保護者の孤立感の解消
- ・ 子育てに自信が持てた
- ・ 子育てが楽になった
- ・ 子どもを好きになれた
- ・ 子どもの暴力が治まった
- ・ 子どもの生活習慣の改善が図れた
- ・ 子どもが復学を果たしたことにより毎日楽しそうに生活するようになった
- ・ アウトリーチ型支援によるサポートにより高校以降の進路が獲得できた

課題

- ・ 個々のケースに合わせた支援のため支援可能な件数が少ない
- ・ 専門的な支援が必要となるため人材の確保が難しい
- ・ 家庭への経済的な負担がかかる
- ・ 支援可能なケースに限られる（いじめ、重度の発達障害などのケースは支援対象外）
- ・ 家庭教育の重要性の認知がまだまだ行き届いていない

ペアレンツキャンプとしての提言

1 家庭教育支援における行政支援活動の活性化

- ・ 民間支援は個別案件への支援が得意。
- ・ 表面化している問題に対しての支援だけではなく、予防的な支援も必要
- ・ 核家族化や地域とのつながりの希薄化、親の孤立感などの状況を踏まえると保護者に家庭教育の学習機会のサポートや情報を提供するような支援が必要。
- ・ 行政支援では学校や地域の活動との連携が取りやすくユニバーサルな支援活動が可能
- ・ チラシや講演会、子育てサロンなどを用いた周知広報活動が可能
- ・ 基本的には無料で家庭が支援を受けることができる
- ・ 地域人材を活用することでアウトリーチ型の支援も可能

2 不登校支援における類型化

- 不登校の要因は様々
- 家庭の経済状況や親の不登校に対する問題意識も様々である
- 不登校の子どもの類型化は進んでいる
- 子どもの類型化だけではなく家庭の状況についての類型化も進める必要がある
- 子どもの不登校のタイプと家庭の状況の類型とを合わせてみることで子どもに必要な支援と家庭に必要な支援とが同時に見えてくる
- そうすることで取るべき支援手法の判断が早まり、不登校支援をスピード感を持って進めることができる

ご清聴ありがとうございました。

親子の笑顔のために

「まさか、自分の子どもが不登校になるなんて」
きっと、不登校の子どもを持つすべての親が思うことでしょう。
私たちにその「すべて」を解決することは難しいです
せめて、手の届く親子が心からの笑顔を取り戻せるように支援をします

私たちは決して学校戻し屋さんではありません
私たちは家庭の自立を願う「家庭教育の先生」です
今の日本には親になるための免許はありません

免許だけではなく子育ての自信すらも失っているのかもしれませんが
私たちは自信をもって前向きに子育てに取り組めるように寄り添います

「親が学べば子は伸びる。親が変われば子も変わる」

この言葉のもと、ペアレンツキャンプは親の子育ての灯台でありたい

フリースクールと教育委員会との連携による学びづくり

特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク

代表理事 江川和弥

フリースクール全国ネットワークとは

活動目的：不登校の子どもたちが、人権が認められ尊厳がある存在として
生きることが可能な社会の実現

代表理事：中村 尊 、江川 和弥（理事5名）

活動地域：全国（正会員80団体）

設立目的：

不登校の子どもの学びの場としてのフリースクールの設立支援、ノウハウの共有、
教育行政への政策提案、人材育成

事業概要：

→フリースクールスタッフ養成講座

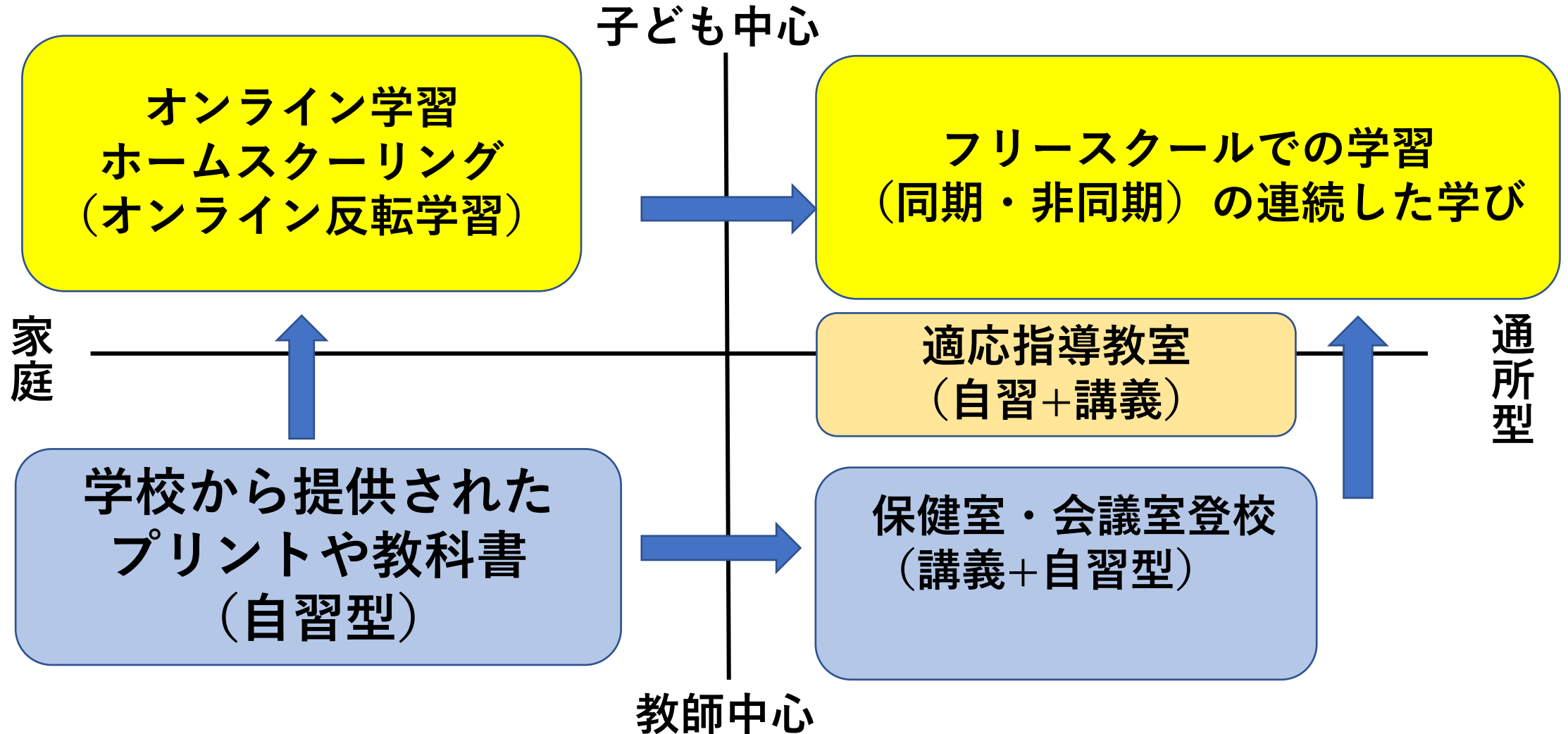
→JDEC日本フリースクール大会

→政策提案（教育機会確保法）

・ 財政規模：約1400万円

・ 職員：2名（非常勤含む）

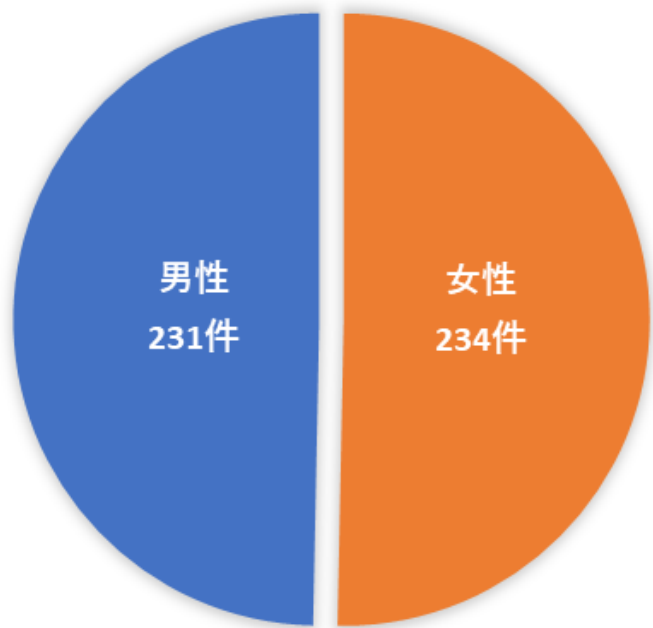
不登校の4象限



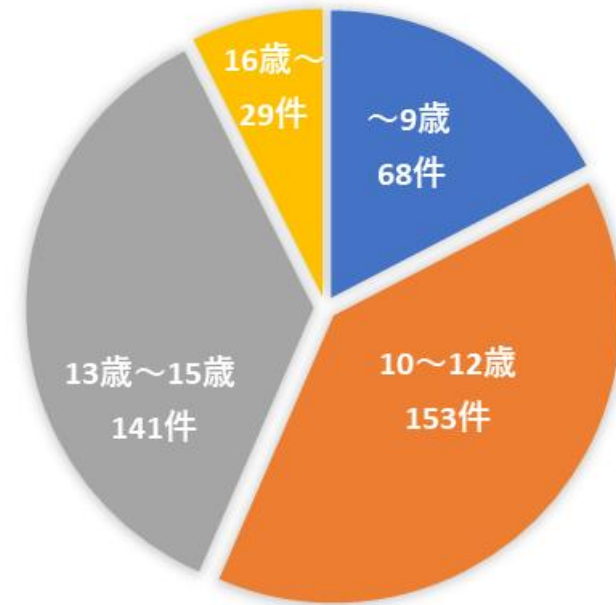
コロナ禍における相談事業（フリースクール全国ネットワークが実施） （2020年11月～2021年9月）

累計相談件数	465件
--------	------

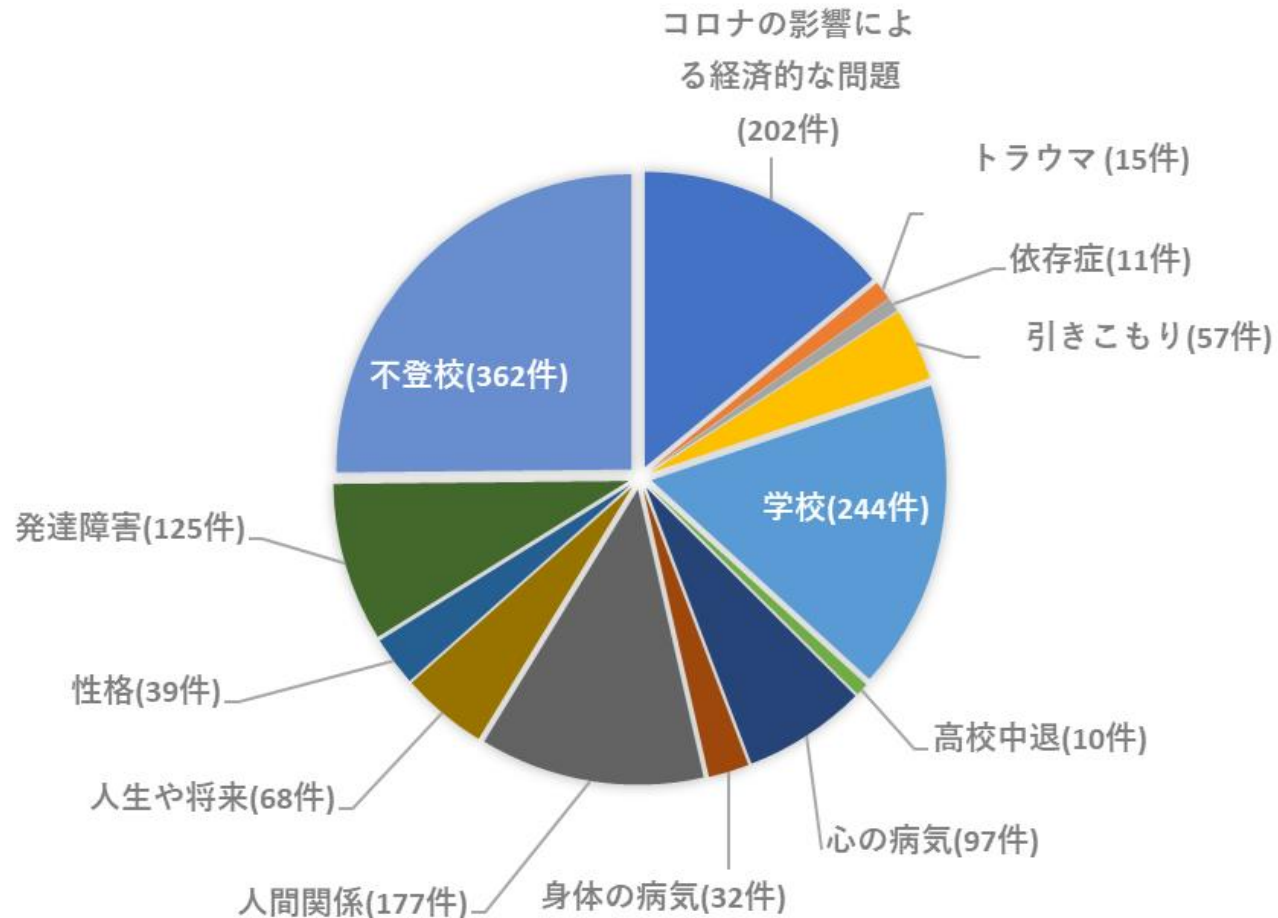
男女別件数



年齢別件数



コロナ禍における相談事業～主訴の内訳～ (2020年11月～2021年9月) 累計相談465件



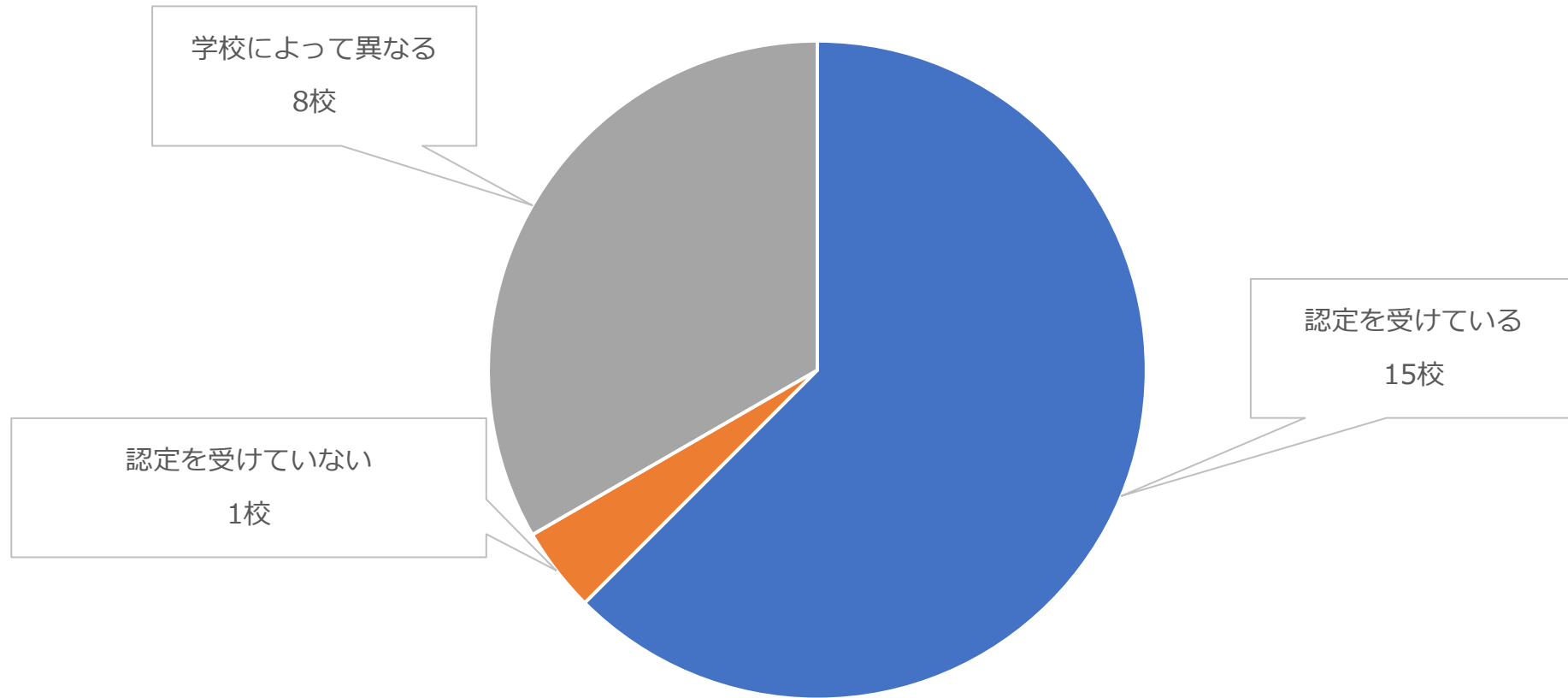
※どの主訴においても、「新型コロナウイルスの影響」を受けていることが前提のものになります。

教育委員会との連携による 学校外の学びの場

資料提供

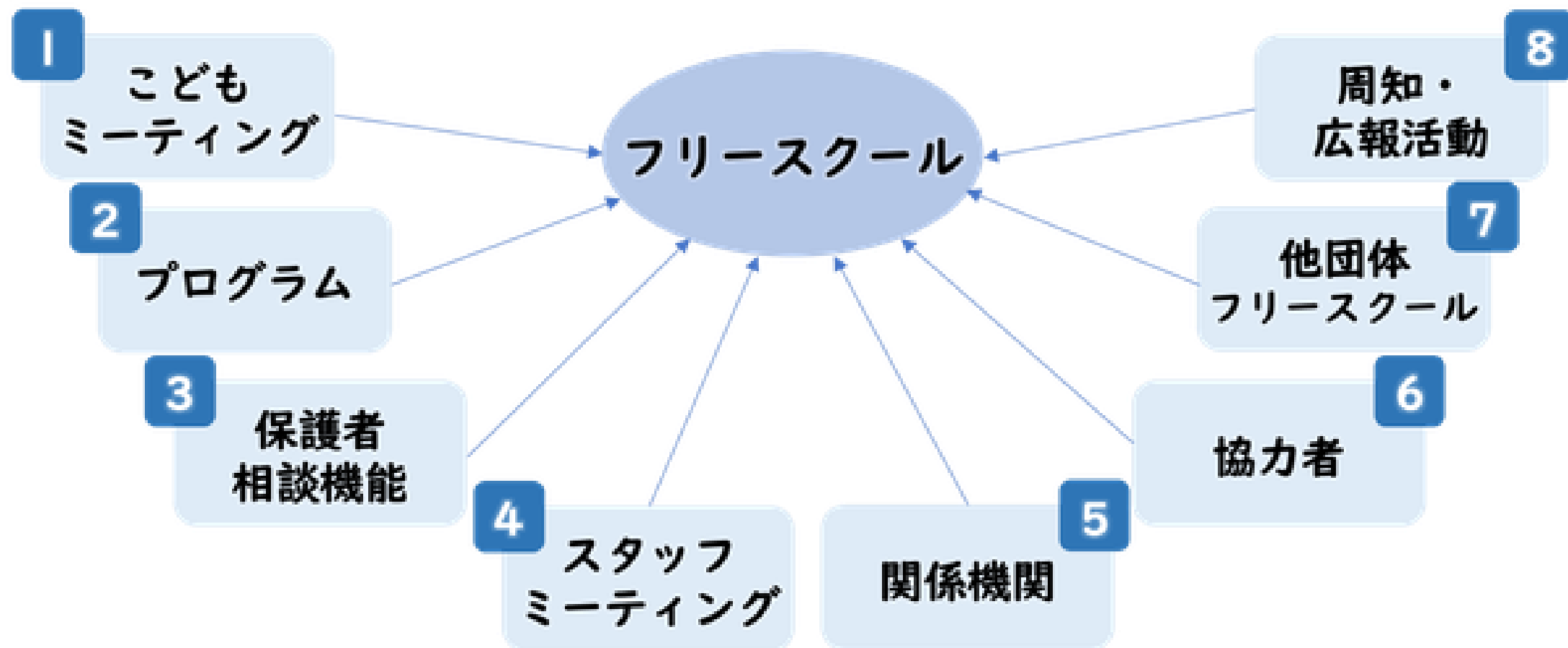
特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク
多様な学び保障法を実現する会

フリースクールの出席認定に関する現状（フリースクール全国ネットワーク加盟24団体データ） 2022年2月8日時点



- それぞれの学校で、学校長の判断で実施、断られるケースもある
理由は、教科学習等を行っているか？等の教育委員会内部のルールによるところが大きい

フリースクールを構成する要素（この全てで連携ができる）



東京都・世田谷区・北区

教育支援センターの運営委託（NPO法人東京シューレ）

- 1、世田谷区ほっとスクール「希望丘」スタッフ7人 非常勤2人
委託当初登録35人で受託。実質135人超える。
現在、約100名の区内在住小中学生（私立学校在籍を含む）が登録
- 2、適応指導教室へのプログラム提供（北区：2018~2020年度）
スタッフ2名週1回
子どもの探究学習対話の場づくり
フリースクール絵の講座、音楽講座、**親の会16回**

福岡県

- 教育委員会とフリースクールとの意見交換会への出席 ※福岡県は全国的にいち早くフリースクールへの公費助成を実施している。（この助成事業の所管部局は教育委員会ではない）

私学振興部局(最大200万円) から助成。学校復帰の比率は問わない。

助成費目：人件費、活動費、家賃補助、臨床心理士、広報

- ふくおかフリースクールフレンドシップ協議会（県内7法人）。
- 上記意見交換会の開催打診・教育相談コーディネーター（旧不登校対応教員）研修の講師派遣・協議会発行の「居場所情報誌」の拡散と共有
- 生活困窮者学習支援：家計支援、学習支援 フリースクールにも使えるように
- 福岡県、福岡市、不登校支援関連委員職の委嘱、不登校対応教育
学校内部での連携が弱い（先生方が蛸壺に入っている＝横に広がらない）

兵庫県

教育機会確保法」が施行される前からオルタナティブスクールに対しての出席扱いは市町村で分かれていた。県教委はこのことに「県教委は指導する立場にはない。各教育委員会で適切に判断するように」と伝える

「2018年に県知事が各市町村で同じ施設に通っていて違いがあるのは適切でない」との見解を示す

「県教委が共通のガイドラインをつくるように」と言ったため、県教委が動き出した。

県教委が「不登校児童生徒への民間施設のガイドライン」を作成。

そのための民間施設等との意見交換会にフリースクールだけでなく、親の会とオルタナティブスクールも参加。

2019年10月の通達の見直しがあり、20年4月県の「民間施設のガイドライン」が各教育委員会と学校に配布。ガイドラインにのっている基準すべてに当てはまらなくてもいい。すべて当てはまる施設などないと県教委の見解。

神奈川県

全国に先駆け「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」を2006年（平成18年）2月に設置。

- ・教育委員会が主催し、学校と、フリースクール・フリースペース等34団体が参加。

参考：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/hutoukoujigyou.html>

- ・不登校相談会や進路情報説明会、フリースクール等見学会を実施。

フリースクール等の民間教育機関で組織する「横浜子ども支援協議会」と、横浜市教育委員会が連携横浜市教育委員会との連携＝市内のFS等や親の会に、市教委の不登校児童生徒支援コーディネーターが訪問・参加するなど、情報交換や連携が進められている。

教職員・学校関係者に向けた「不登校児童・生徒の将来の社会的自立や学校生活の再開に向けて～学校とフリースクール等による子どもたちへの支援のために～」を発行

参考：<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10503/r309kaitei.pdf>

WEBサイト「キミイロ」県教育委員会子ども教育支援課とNPOの協働事業で作成。不登校や学びの場などに関する情報を提供

参考：<https://kimiuro.education/>

○2004年（平成16年）から、フリースペース等事業費補助事業を実施している（教育委員会ではなく福祉子ども未来局）

千葉県

千葉県教育委員会、千葉県議員連盟、千葉県フリースクールネットワークでは、2カ月に一回懇談会を開催し意見交換

毎回参加しているフリースクールで会議を行い、活動を見学をしながら現場を理解し、議論をしている

**子どもたちの学校復帰を意図しない、不登校支援
子どもの成長と一緒に支える視点が大事！**

参考：東京世田谷区、適応指導教室 受託事例

現在、千葉県として条例化をめざしている

1、フリースクールでは、ホームルームから探求へ

ホームルームがすべての活動の基本になります



自分の中の物語（不安なもの、うれしかったこと、自分とは何者）を語る場です。
どんどん、語りましょう！



探求学習

自分が深く知りたい事（関心）、どんどん自由に考えたい事をスタッフや仲間と深めてゆきます

2、自分を受け入れる（フリースクールでの学び）

正しい答えの大人（ここにはいません）

スタッフ・ボランティア

ナナメの関係

親でも友達でもない
生きるモデル

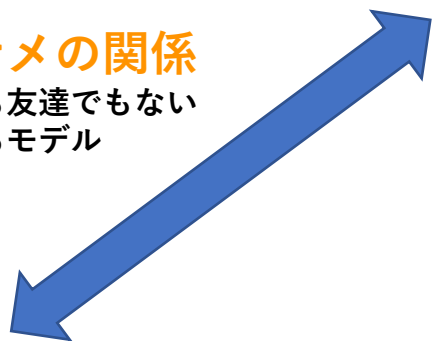


心を閉ざしたくなる

・自分

対等な関係

タテの関係がないので、同調圧力が弱まる
→「苦しさ」を感じにくい



学ぶ仲間

私たちは、参加した人たちに正しい答えを伝える人ではありません。

当たり前のことを言う人でもありません。「みんなに合わせてなきゃ」を考えなくていい場です。自分の中の、「ちょっと違う」を出し合える場です。ちょっと違うから学び合います。

ここでは「肯定」しあうことが大事です。違うことをお互いに受け入れあいます。

参加者同士の「気づきあい」が生まれます

3、フリースクール・オルタナティブ教育では、まず個人の学びから対話へ

人が集まる意味

従来の学習スタイル



これからの学習スタイル



4、課題

- (1) 教育機会の確保法成立（2016年）以降、行政とフリースクールの事業協働は（受委託、助成）あまり進んでいない。世田谷区、北区のように協働すれば成果が共有できる。受益者にも利益がある（無償での学習機会が提供される）不登校の課題解決には、「子ども中心」の発想が必要。
少なくとも、学校への出席扱いは全ての場合認められるべき事（鳥取県 新田サドベリースクール）
結果、学習機会の場が増えることが、子どもの学びを広げてゆく
- (2) 学校と連携してゆく際に、フリースクールの側は、現場の担任の先生ともっと意見交換をしたいと考えている。子どもたちとの向き合い方や保護者への対応、もっとお互いに学び合うことがあるが、現実には進んでいない。学校内と外部の情報共有ルールが必要。
- (3) 外国籍の子どもの場合、学齢簿で全ての子どもを把握されていないというところが大きな特徴。民間と連携して作成している。
他のオルタナティブ教育・フリースクールも学齢簿をつくることで、不登校も外国籍の子どもも抜け漏れのない教育機会の確保の土台がつくることができる。
- (4) 学校外で教育機会を提供している外国学校、他のオルタナティブ教育へも支援（資金、制度等）があることが、安定的に子どもの学びの基本を支えている。現状では各団体の努力に委ねられている。
- (5) 補助や助成等、経済的支援を実施する自治体も徐々にではあるが増えつつある。しかし、予算の未消化などに表れるように、十分に活用されていない場合もある。民間からは活用しにくい要件や、説明責任が求められる行政と民間の団体の連携を強め、情報交換などを通じて、実際の現場の仕組みや、子ども・家庭のニーズに沿った制度にしてほしい。

不登校に関する 調査研究協力者会議

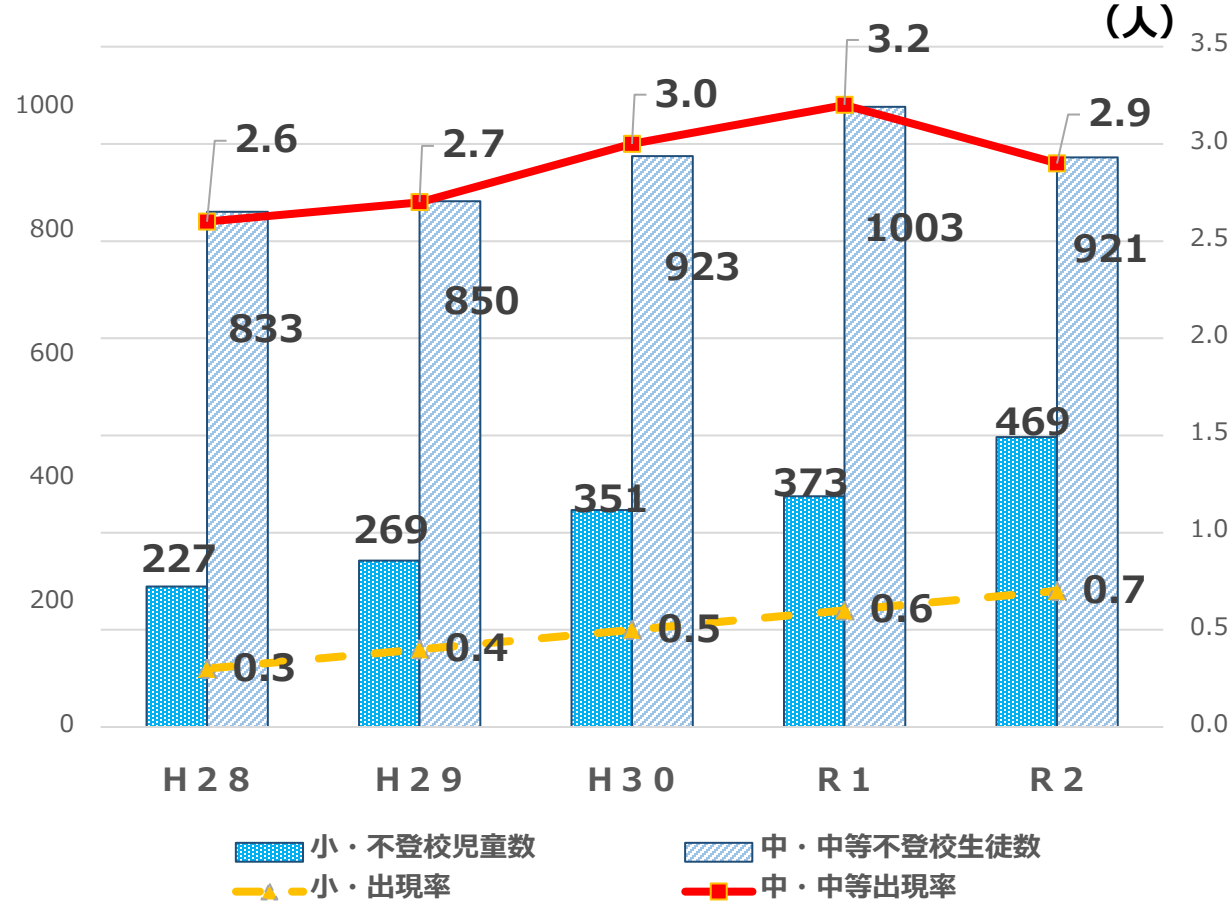
令和4年2月17日
さいたま市教育委員会
総合教育相談室

目次

- ・さいたま市の不登校児童生徒の現状
- ・さいたま市における不登校児童生徒への支援の取組の現状
- ・経済産業省学びと社会の連携促進事業「未来の教室」（学びの場）創出事業「Ojacプロジェクト」への参加に関する成果と課題
- ・さいたま市における不登校等児童生徒への支援の充実にむけて

さいたま市の不登校児童生徒の現状

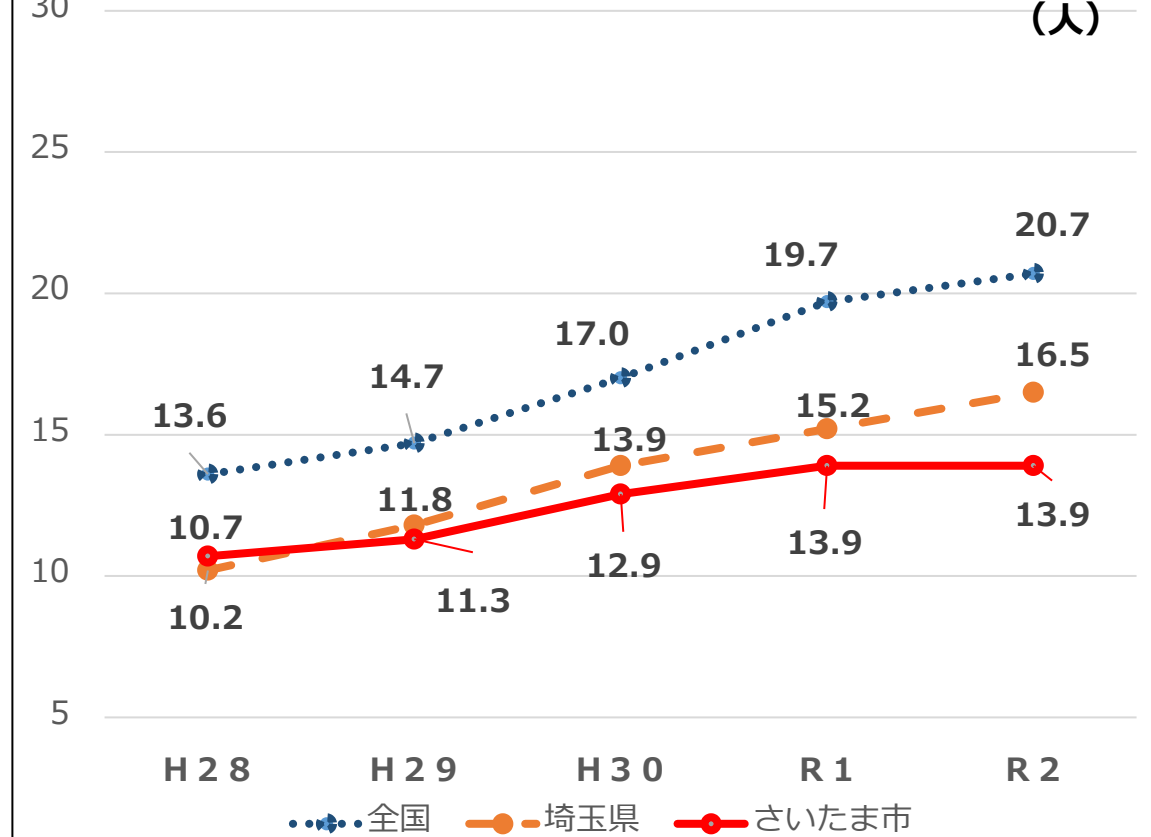
さいたま市の不登校児童生徒数及び出現率の推移



- ・ 小学校の不登校児童生徒数は増加傾向
- ・ 出現率 = 不登校児童生徒数 ÷ 在籍数 × 100

1000人当たりの不登校児童生徒数

(全国・埼玉県・さいたま市の比較)



- ・ 1000人当たりの不登校児童生徒数は、全国、埼玉県と比較すると低い

さいたま市の不登校児童生徒への支援の取組

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知） 令和元年10月25日	さいたま市教育委員会において 現在実施している不登校児童生徒への支援
教員の資質向上 研修などの体系化、プログラムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・【初任者】初任者研修会 ・【2年次】ゲートキーパー研修会 ・【3年次】カウンセリング基礎研修会 ・【推薦研修】学校カウンセリング応用研修会 ・生徒指導、教育相談研修会 ・心のサポート手引きの発行
教育相談室・教育支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職の配置、さわやか相談室の充実、専門職への研修会 ・SCSVの派遣やケース会議の参加 ・24時間子どもSOS窓口、SNSを活用した相談窓口 ・体験学習（博物館訪問、農業体験等） ・ソーシャルスキルトレーニング等 ・家庭科、理科、体育等の実習 ・個別学習、タブレットを活用した学習支援
教育支援センターを中心としたネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て学習会の開催 ・関係機関連携（ケース会議の開催、相談支援の連携）
民間施設との情報交換や連携	<ul style="list-style-type: none"> ・フリースクール等連絡協議会の実施
訪問型支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各教育相談室での、不登校の相談訪問ケース 56件 ・現在は、来所相談、電話相談が中心

経済産業省学びと社会の連携促進事業 「未来の教室」（学びの場）創出事業「Ojacプロジェクト」

1 学習への参加状況

※ 全国17自治体

	応募人数	学習を始めた人数	参加率
全国	209人	177人	85%
さいたま市	53人	45人	85%

「Ojacプロジェクト」の内容

- ・「デキタス」というICT教材を活用した授業
- ・学習習慣をサポートするチャット担任
- ・オンライン社会科見学などのオンライン体験活動
- ・楽しさを共有するチャット部活



経済産業省学びと社会の連携促進事業 「未来の教室」(学びの場)創出事業「Ojacプロジェクト」

2 さいたま市でOjacに参加し学習を始めた児童生徒のうち、各学校において指導要録上の出席扱いとした、また学習評価に反映した人数

学習を始めた人数	指導要録上の出席扱いとした人数	学習評価に反映した人数
45人	37人	12人

3 Ojacでの学習の取組を学習評価にどのように反映したか

- ・取組を「主体的に学習に取り組む態度」として評価した。
- ・動画を視聴しながら作ったノートから、取組を評価した。 等

経済産業省学びと社会の連携促進事業 「未来の教室」(学びの場)創出事業「Ojacプロジェクト」

4 チャット部活、オンライン体験活動等への参加状況について

	チャット部活	体験活動
全国	1 ~ 31人	18 ~ 25人
さいたま市 ()内は応募人数に対する参加率	19人 (35.8%)	15人 (28.3%)

5 担任とのチャットでのやり取りについて

	応募人数	週1回以上返信あり/既読	参加率
全国	209人	132人	63%
さいたま市	53人	19.6人	36.9%

経済産業省学びと社会の連携促進事業 「未来の教室」（学びの場）創出事業「Ojacプロジェクト」

6 各学校において指導要録上の出席扱いとしなかった、また学習評価に反映しなかった（できなかつた）主な理由

【指導要録上の出席扱いとしなかった（できなかつた）理由】

- ・ログインの記録がなかつた
- ・「デキタス」へのログインだけで、学習実績がなかつた

等

【学習評価に反映しなかった（できなかつた）理由】

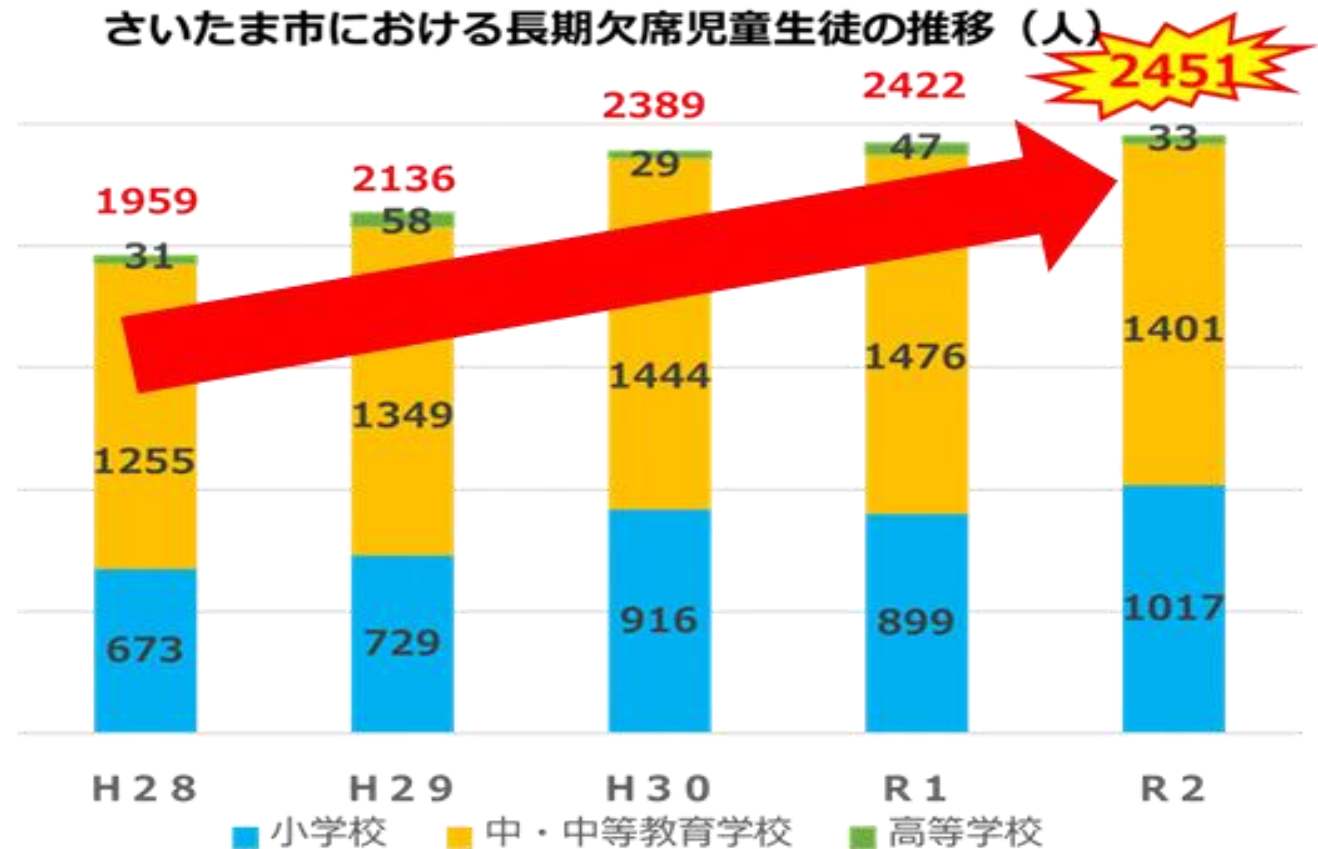
- ・当該学年の学習履歴がなかつた
- ・当該学年の学習履歴はあったが、問題への取組がなかつた
- ・学習履歴は確認できたが、定期テスト等への取組がなかつた
- ・各教科で実施している授業内容とは異なるため

等

令和4年度から

「不登校等児童生徒支援センター (通称Growth)」の設置

さいたま市に
おける
不登校等児童
生徒への支援
の充実に
むけて



令和4年度から

「不登校等児童生徒支援センター (通称：Growth)」の設置

1 設置の目的

「不登校等児童生徒支援センター（通称：Growth）」では、不登校や病気等で長期欠席している児童生徒に寄り添って、オンライン授業を含めたICTを活用した学習支援や訪問相談等を実施し、児童生徒の社会的自立を目指す。

さいたま市に
おける
不登校等児童
生徒への支援
の充実に
むけて



2. 「不登校等児童生徒支援センター (通称：Growth)」の概要

(1) ICTを活用した学習支援の実施

一人一台端末を活用して、小中学校別のオンライン授業や体験活動を配信する。また、オンライン健康体操等の実施を検討。

オンライン学習支援等

国語、算数・数学等の授業を、配信します。



ZOOMで個別学習を支援します。

体験学習等の配信を行います。



生活リズムを整え、運動の楽しさ喜びを伝えます。



人とのつながり！学ぶ楽しさ！

さいたま市に
おける
不登校等児童
生徒への支援
の充実に
むけて



2. 「不登校等児童生徒支援センター (通称：Growth)」の概要

(2) 多様なプログラムの実施

オンラインによるホームルームやオンライン昼食会等を実施し、家にいながら、新しい出会いの場の提供を目指す。さらに、校外学習などを実施し、児童生徒が実際に自然体験活動を通じて交流することで、社会性や協調性の育成を目指す。

さいたま市に
おける
不登校等児童
生徒への支援
の充実に
むけて



多様なプログラム

朝・昼のオンラインホームルームを行います。



日帰り体験学習や宿泊学習を行います。



農業体験・陶芸体験等を行います。



pixta.jp - 5523053

人とのつながり！

2. 「不登校等児童生徒支援センター (通称：Growth)」の概要

(3) 教育相談・サポート体制の充実

電話やオンラインを活用し、保護者や本人が市内6室ある教育相談室に、必要に応じて相談できるように、教育相談・サポート体制を充実させる。

市内6室の教育相談室と連携

来所相談

電話相談

訪問相談

オンライン
個別
相談

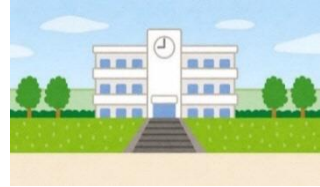
オンライン
ケース会議

さいたま市に
おける
不登校等児童
生徒への支援
の充実に
むけて



2. 「不登校等児童生徒支援センター (通称：Growth)」の概要

学校



(4) 学校や保護者との連携

「不登校児童生徒の『指導要録上の出席扱い』に係るガイドライン」の周知や不登校等に悩む保護者を対象とした「子育て学習会」を開催するなど、在籍校や保護者との連携を図っていく。

「指導要録上の出席扱い」

- ・オンライン授業に参加した児童生徒の学習状況を把握し、在籍校の担任や管理職と情報共有することにより、指導要録上の出席扱いの対象となることを目指す。

「子育て学習会」等への参加

- ・市内6室の教育相談室で開催している子育て学習会等を保護者に案内し、保護者同士のつながりを作り、保護者の孤立感や不安感の軽減を図る。



ご家庭

さいたま市に
おける
不登校等児童
生徒への支援
の充実に
むけて



不登校児童生徒の学校外の公的機関や民間施設、ICT等の活用による学習に関する取組と課題について

〈出席扱い等の考え方を整理した例〉

・不登校児童生徒への支援に係るモデル校に対し、民間団体等における出席扱い要件や、チェックリストの例を紹介。その後、市立学校に対し、出席扱い要件やチェックリストの例を紹介する予定。（北海道 函館市）

・不登校児童生徒がICT等を活用して学習を行った際の観点別学習状況の評価（「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」）について、考え方を示している。（茨城県 守谷市）

〈学習等の状況の把握の工夫の例〉

・民間団体との連携協議会を毎年実施している。不登校児童生徒が通う民間団体に教育委員会担当と学校職員で訪問し、学習内容の把握の仕方など連携の具体について確認している。（長崎県 長崎市）

・保護者の同意を得たのち、民間団体と当該校及び市教委の三者でケース会議を開催し、情報交流の場を設定している。また、民間団体から定期的に当該児童生徒の通所状況や学習内容を学校に報告いただいている。（京都府 亀岡市）

・民間団体が実施する主な体験活動が各教科等のねらいに沿った内容となっているか確認し、出席扱いとしている。（千葉県 千葉市）

・該当校は、児童生徒が入級している教育支援センターに2週間に1回、担任や不登校対策コーディネーターなどが訪問し、児童生徒の様子を確認したり、情報交換したりしている。また、入級児童生徒の学期の目標や支援内容について面談や電話連絡で連携している。（島根県出雲市）

・県内に3名のICT活用支援員（会計年度職員）を配置し、学習内容を把握し、連絡会等で県と市町村・学校とで情報共有を行っている。（鳥取県）

・町が導入しているオンライン教材の取り扱い会社が、各学校に対し、子どもの学びの状況をオンラインで把握する方法を伝達している。町が設置する教育支援センターに通う児童生徒に関しては、その方法を利用し、学校が学習内容の把握に努めている。（長崎県 時津町）

・ICT学習支援員が家庭訪問し、児童生徒に対して支援を行った状況を、月別報告書にまとめ、該当校に送付している。また、対面指導を行った日数も伝え、通知表、指導要録には出席扱いとして記入してもらうよう依頼している。成績評価については学校判断としている。（佐賀県 佐賀市）

〈教材の提供を行っている例〉

・オンライン授業実施の際の双方向授業動画を作成しアーカイブ配信を実施した。時間や場所を選ばず、何度でも見直すことができる動画を市内小中学校で作成した。（茨城県 守谷市）

【課題】

- ・学校と施設で学習内容や指導者等状況が異なるため、学習評価が難しい。
- ・教育支援センター等の立地により、通学のための交通手段が確保できない等のため通いたくても通えない児童生徒が存在する。
- ・民間施設における支援の内容を把握することに多大な時間がかかるため、連携に時間がかかる。
- ・民間施設の利用料等の保護者負担が大きく、継続的な利用につながらない。
- ・ICT等の活用による出席扱いを積極的に活用することで、不登校児童生徒の登校意欲が減退してしまうことを懸念している。
- ・ICT等を活用した学習における学習履歴の把握が学校において十分に行えていない。
- ・ICT等を活用した学習に支援の在り方をしっかりと検討していかないと、対面でしか学べないことをおろそかにしてしまうことを懸念している。

児童生徒の心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進等について、改めて依頼するものです。

事 務 連 絡

令和 2 年 5 月 1 4 日

各都道府県教育委員会教育相談担当課
各指定都市教育委員会教育相談担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

児童生徒の心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー
及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進等について

平素より教育相談に係る対応に御尽力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に伴う児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等に関することについては、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」（2文科初第154号令和2年4月21日文部科学省初等中等教育局長通知。以下「学習保障通知」という。）によりお願いしているところですが、今後も地域によっては臨時休業や、学校再開後においても分散登校の実施が見込まれることから、児童生徒の心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの役割等について、改めて下記のとおりまとめましたので、各教育委員会や学校においては、これを参考に支援の促進に努めていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く）に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、周知いただくようお願いいたします。

記

1. スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）による積極的な支援について
 - （1）児童生徒・保護者への支援

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、平常時における定期的な対面でのカウンセリング等の支援が制約される状況下においても、感染防止に十分配慮しつつ、電話、ICT、手紙、家庭訪問等のあらゆる手段を活用して、できる限り児童生徒や保護者とのつながりを継続することが重要であり、平常時のルールや考え、対応に固執することなく、学校現場における創意工夫をこらして、切れ目のない支援にあたる必要がある。このような認識のもと、SC及びSSWは、臨時休業や分散登校により日常的な状況把握が困難な場合であっても、以下に示す支援について積極的に取り組むことが求められる。

①児童生徒の心身の状況の把握

児童生徒の心身の状況や家庭環境等の把握については、今後も学校での対面による日々の状況把握が困難となることが見込まれるため、電話、ICT、手紙、家庭訪問等のあらゆる手段を活用し、その把握に努めるとともに、臨時休業中については、学習保障通知において、「学級担任等を中心として、電話等を通じ、臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、休校期間中において必ず定期的に児童生徒の心身の健康状態を把握すること（概ね2週間に1回程度）。その際、保護者だけではなく、児童生徒本人とも直接電話等で会話するなどして、児童生徒の状況を的確に把握すること。」としているところであり、SC及びSSWは、学級担任等と定期的に児童生徒に関する情報共有を行うことが重要である。

②相談等による支援

SC及びSSWは、児童生徒の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、カウンセリング等の支援が必要と判断した場合は、電話等も活用し積極的に支援にあたる必要がある。加えて、臨時休業の長期化に伴って児童生徒に関する悩みや不安を抱える保護者に対しては、相談等を通じて、児童生徒に対する理解や対応の仕方などについて助言・援助する必要がある。

その際、対面での支援の必要性が高い場合には、感染症対策を徹底した上で、必要最小限度の範囲で行うことも考えられる。なお、家庭訪問は学校として行うため、SCが対応するのか、SSWが対応するのか、学級担任や関係機関職員等と同行するのか、といった体制については、児童生徒や保護者の状況、これまでの児童生徒及び保護者との関係性等の個別の状況を踏まえ、ケース会議等において検討し、校長が判断する必要がある。

カウンセリング等の結果、他の教職員や関係機関等と連携した支援が必要と

判断した場合には、速やかに管理職及び校内組織に対し又はケース会議において報告する必要がある。

なお、ICT環境の整備が進むことに伴い、オンラインによる遠隔でのカウンセリング（ICT端末の画面上で両者の顔が見えるような形での対面相談）も手段の1つとして有効と考えられるところ、その実施に当たっては、一般社団法人日本臨床心理士会による「オンラインによる遠隔でのカウンセリングにおける留意点」（別添2）も参考とされたい。

③ケース会議等における支援

SC及びSSWは、組織として支援の検討を要すると判断した事案については、臨時休業中においても、感染症対策を徹底した上で、積極的にケース会議等の開催を促し、組織としての支援につなげることが重要である。

④児童虐待等への対応

臨時休業中については、学習保障通知において、「要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒に関しては、在宅時間が大幅に増加することに伴う児童虐待のリスクも踏まえ、電話等で定期的に児童生徒の状況を把握すること（概ね1週間に1回以上）。」としているところであり、SC及びSSWは、これまで以上に学級担任等と児童生徒に関する情報共有を行うとともに、特にSSWは、市町村の児童虐待担当部局や児童相談所等の関係機関と日常的に連携を図ること。

また、家庭における経済状況の変化に伴って支援が必要となる児童生徒の増加や、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護や世話をを行うヤングケアラーと言われる児童生徒の状況の深刻化が懸念されることにも十分に留意して支援にあたることが重要である。

（2）学校・教職員への支援

SC及びSSWは、学校内で開催されるスクリーニング会議・ケース会議等に出席し、カウンセリング等から得た情報の報告及び心理的又は福祉的な観点からの助言・援助を行うことが必要である。

また、児童生徒と最も多く接する学級担任等が、今般の極めて特殊な状況において、特に課題となる児童生徒の心理面の問題等に適切に対応できるよう、学級担任等に対し、個々の児童生徒の状態に応じた適切な支援に関する助言・

援助を行うことが必要である。

上記（１）、（２）に加え、ＳＣについては、一般社団法人日本臨床心理士会による「休校が継続する中でのＳＣの職務と役割」（別添１）についても十分に踏まえた積極的な支援が求められる。

（３）臨時休業中におけるＳＣ及びＳＳＷの活動事例

各地域から提供して頂いた事例をもとに、臨時休業中におけるＳＣ及びＳＳＷの活動事例（別添３）についてまとめたので、各学校・地域の実情に応じ、今後の更なる支援の参考とされたい。

２．教育委員会・学校の役割について

各教育委員会は、ＳＣ及びＳＳＷが適切に職務を遂行できるよう、各学校・地域の教育相談に関する情報や各種支援制度等の情報を収集し、ＳＣ及びＳＳＷに対して提供する必要がある。具体的には、今般の新型コロナウイルスに伴う自治体における対応方針、相談窓口、関係機関、国や自治体の各種支援制度などに関する情報をＳＣ及びＳＳＷに適宜提供することが重要である。

学校においては、特に校長は、チーム学校のリーダーとして、教職員及びＳＣ、ＳＳＷが一体となった教育活動が行われるようにするため、今般の状況を踏まえた取組の方向性を共有することが重要である。また、教職員のＳＣやＳＳＷの専門的職務に関する理解及び活用が促進されることにより、教職員の基本的なカウンセリング手法の習得や関係機関との連携など、学校における支援に更なる専門性が加わり、教職員の業務負担の軽減が図られると共に、教職員が一人で問題を抱え込んでしまうことの防止にもつながると考えられることから、この機会に改めて、ＳＣ及びＳＳＷの職務及び連携について、教職員の理解を図り、それぞれの専門性を生かした分担や連携を行うことが重要である。

加えて、児童生徒の抱える問題の解決に向けて調整等を行うコーディネーター役の教職員を指名し、ＳＣ及びＳＳＷとの連絡調整、学校内及び関係機関等との連絡調整、ケース会議の開催に係る連絡調整等を通じて、児童生徒の状況及び支援の状況を一元的に把握し、状況に応じた適切な支援ができる校内体制を構築しておくことが望ましい。

また、児童生徒や保護者に対し、学校だよりや各学校のホームページ等を通じ、ＳＣ及びＳＳＷによる支援を実施している旨を定期的に周知すること。

なお、SC及びSSWの配置等について、御相談・御質問等がある場合は、以下の本件連絡先まで御連絡いただきたいこと。

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

生徒指導室生徒指導第一・二係

電話 03-5253-4111 (内線 3299)

FAX 03-6734-3735

休校が継続する中でのスクールカウンセラー（ＳＣ）の職務と役割について

一般社団法人日本臨床心理士会

1. ＳＣの専門性を活かした心理教育的な役割

休校が継続する中で子どもたちや家族はストレスフルな日々を過ごしており、ストレスの軽減には新型コロナウイルス感染症への正しい知識と対応について理解を深めていくことが大前提となり、紙媒体の配布やネットを利用した情報提供や教員対象の研修会、保健室の養護教諭と連携した広報等が有効である。

2. 情報収集とアセスメントの役割

学校全体への対応に加え、一人ひとりの子どもたちを対象にチェックリストなどを活用して心と身体の状態を把握し支援対象となる高ストレス群の子どもたちに気付くことが大切である。

3. 個別の支援計画を立案していく役割

高ストレス群の子どもたちに対して、心理学的専門性を基にパーソナリティや環境的な要素など総合的にアセスメントを行い、有効な支援の方法を提案することがＳＣには求められる。

4. 子どもたちや家族の代弁者としての役割

支援計画を検討する際は、アンケートや過去の情報などに基づき、どのような方法で教員やＳＣと定期的な連絡を取り合うことができるかを本人及び保護者に確認するよう努め、子どもや家族がどのような支援を学校に望んでいるかを丁寧に聴き取り、実際の支援に反映させていくことが重要である。

5. ハイリスク群へのチーム対応

特にハイリスク群（不登校傾向のあった子ども、休校前より課題を有していた子ども、家族関係や経済的問題などを有している子ども等）については、担任や管理職と丁寧な情報共有に務め、切れ目ない支援が行われるようチーム体制を作る。

6. 柔軟性をもって具体的な支援を実行していく役割

アセスメントをもとに個別の支援計画を立て、担任教師等と協働し実行していくことになるが、その手段としては、完全な外出自粛が求められる地域もあれば、3密にならない状況を確認できる地域もあり、対面、電話、オンライン等子どもたちが暮らす地域や家庭環境によってかなりのばらつきが認められ、現場で実施可能な方法について創意工夫していくことが求められる。

7. 対面以外の支援の枠組み作り

電話やオンライン等の対面以外の支援を行う際には、支援の枠組み（ルールや支援構造など）や学校組織内での情報共有方法について十分に検討し、何らかの形で文章にしておくことが望ましい。

8. 支援者を支援するコンサルテーションの役割

担任教師をはじめ子どもたちや家族を支援している人たちを支援していくことが、長期的な支援には不可欠である。

9. 他機関との繋ぎの役割

特に要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の子どもたちに対しては、児童相談所など地域の専門機関とのスムーズな連携協働が重要である。

10. 研究と開発の役割

電話相談やオンラインカウンセリングなど心理支援に関する研究と開発に向け、全国レベルでのSC同士の情報交換や研鑽が重要である。

オンラインによる遠隔でのカウンセリングにおける留意点

一般社団法人日本臨床心理士会

◆オンラインによる遠隔でのカウンセリングについて

オンラインカウンセリング（Online counseling）とは、一般的には電子メール、同時チャット、SNSや電話相談などもその範疇に含まれるが、ここで取り上げるオンラインカウンセリングは、画面上で両者の顔が見えるような形での対面相談のことをいう。

◆SCがオンラインカウンセリングを実施することへの期待

心の支援サービスとしてのカウンセリングは従来 face to face の形で行われてきたが、ローレルタリング（手紙）や電話相談、メール相談、LINE 相談など、コミュニケーションツールの発展や変化に伴いそのバリエーションも広がりを見せてきた。

電話や LINE による相談では、匿名性が大きな特徴として挙げられ、それ故のメリットもデメリットも多く、さまざま工夫や議論が行われている。

オンラインカウンセリングという遠隔での対面相談は、従来学校現場で実施されてきた SC のカウンセリングと共通点も多く、アクセシビリティなどの面からもその活用範囲の拡大が期待できる（例えば、外出に抵抗が強い不登校の子ども、何らかの事情で来校が難しい保護者）。SC が行う新たな心の支援の手段としてオンラインカウンセリングの導入は、SC の身近な利用と有効活用に貢献すると考えられる。

◆SCによるオンラインカウンセリング実施における留意点

1. 治療構造的な取組（枠組み）

- ・ メディアリテラシーの一環として、タブレットをカウンセリングに使用する際のルール作りが求められる。例えば、タブレットに映らないところでSC以外の者がそのやり取りを見聞きしている場合等があるため、相談環境の前提を定める必要がある（現在行われている LINE 相談との大きな違い）。
- ・ アクセスのよさを維持しながらも、オンラインカウンセリングが学校の相談体制に組み込まれることが重要である。例えば、学校側がまったく関与しないままに、SCとユーザー（子どもや保護者）がシステムを利用し、オンラインカウンセリングが継続することはSC活動を逸脱する行為である。

- ・ 柔軟に対応しながらも、面接の基本構造を維持できるようにする。例えば、ユーザーが頻繁に連絡してオンラインカウンセリングを要求するようになることは適切ではない。また、適切な場所の確保（静穏な所で、周囲に人がいない等）、適切な面接時間など、ユーザーとのルール作りが必要である。加えて、不登校等で校内での面接ができないような場合を除いて、通常の面接に戻していく努力がSCには求められる。

2. 発達段階を考慮してオンラインカウンセリングを活用する。

- ・ 言葉ではなく遊びを媒体とする心理支援（遊戯療法等）の対象年齢の子どもたちには限界がある。一方で、信頼関係を構築するまでの手段としては有効であり、SCは直接的に関わるような方向に導く努力が求められる。

3. 子どもが抱える課題への配慮

- ・ 子どもが抱える課題の質や程度を考慮してオンラインカウンセリングを活用することが大切である。例えば、自傷他害等の生命に関わるリスクのあるケース、いじめ・虐待などの法によって対応が示されているケースなどは、学校全体の相談体制の中で対応することが原則であることを理解しつつ、オンラインカウンセリングからできるだけ早く通常の面接に切り替えるよう努める。

臨時休業中におけるSC及びSSWの活動事例について

(各教育委員会からの報告による)

1. SCの活動事例

(児童生徒の状況把握や支援に関する取組)

- 配置日時について、分散登校日や課題の提出日などにあわせたり、小中連携型配置校では小中学校間で配置日時を交換したりするなどの調整を行い、可能な限り気になる児童生徒の心身の状況の把握やカウンセリング等を行っている。
- SCの配置日時等について、ホームページやメール配信等を通じて全ての家庭に周知し、児童生徒や保護者が相談しやすい環境をつくっている。
- 各配置校において、不登校、虐待、家庭環境等の項目を含めた全児童生徒に対するスクリーニングを進めている。その上で、気になる児童生徒及び保護者の今後の見守りや定期的な連絡等のプランを検討するとともに、現状のリスクと今後起こりうる課題を想定し、日常的な対応方法等についても検討している。
- 虐待のリスクがある家庭の児童生徒には、本人の希望があれば、短時間だが毎日担任と勉強をするという理由で、学校において丁寧に話を聞くようにしている。
- 学校において、主に電話による相談対応を行っているが、状況により在宅勤務を行う場合は、メール相談を学校経由で受け、自宅において対応している。
- 児童生徒や保護者向けのスクールカウンセラー便り等を作成・配布したり、学校のホームページに掲載するなどして、心のケアに関する内容（新型コロナウイルス感染症に対するストレス反応やその対処法、メンタルヘルス上の留意点等）や相談窓口の周知等を行っている。

(教職員に対する助言等の取組)

- 養護教諭と連携するなどして、心身の状況や生活状況に関するアンケート調査を作成・実施し、その結果に基づいて、リスクの分析やリスクの高い家庭への対応方法について教員へ助言を行っている。

- 学校の教育部会にSC及びSVが参加し、不登校・児童虐待事例の学習会を実施することにより、家庭訪問や電話連絡の際のポイントについて共通理解を図り、その後に家庭訪問を実施している。
- 今回の臨時休業を緊急支援の対象と捉え、緊急事態における児童生徒の心の状態と学校再開時の対応について、SCを講師として校内研修を実施している。
- 気になる児童生徒について、教職員へのコンサルテーション（直接対話・紙面）を行っている。例えば紙面においては、児童生徒への対応など困っていること、アドバイスをもらいたいことを教員が紙に記載し、SCが勤務した際にその紙にアドバイス等を記入する取組を行っている。
- SCが心理教育の内容を提案し、教員がその内容を授業可能な形に仕上げることで、心理教育の導入を計画している。

（ICTを活用した取組）

- SCが学校へ出勤し、生徒は在宅の形でオンラインによるカウンセリングを実施した。今後、臨時休業がさらに延長されることを想定し、オンラインによるカウンセリング、教職員へのコンサルテーション、ケース会議の整備を進めている。

2. SSWの活動事例

（児童生徒の状況把握や支援に関する取組）

- スーパーバイザーを交えた会議を例年より多く開催し、現状の把握に努めている。
- 休業期間を活用して、児童生徒のスクリーニングをより丁寧に行っている。
- 支援が必要な家庭について、学校代表者（教頭、生指、教育相談、養護、担任）と行政関係者（SSW、市教育委員会相談員、こども未来課、家庭児童相談員、保健師）が一堂に会し、3密を避けながら支援会議を実施した。
- 子ども食堂と連携し、学校の臨時休業により余った給食の食材を使ってお弁当を作り、家庭訪問の時のお土産として届けた。その際、安否確認及び健康状態の把握のため、児童生徒への手渡しに努めた。

- 虐待や貧困などのハイリスク家庭に、フードバンクの活用や失業に対する貸付制度など福祉サービスの情報提供を行った。
- 休校に伴い、他の生徒が在校していない状況を生かし、不登校生徒が登校できるように支援を行った。
- 要保護児童について、保護者にも相談の上、積極的に学校開放に誘い、児童の観察を行う関係機関と連携してあざなどの有無を確認するとともに、家庭で過ごす時間を少なくすることで家庭での虐待リスクを下げるようにしている。
- 地域における福祉資源や食の支援に関する案内を作成し、配布した。

(教職員に対する助言等の取組)

- 各担当市町村における生活困窮家庭の支援の在り方をまとめるなど、今後予想される支援に素早く対応できるよう勉強会等の開催を検討している。
- 地域の様々な取組や行政等の支援内容を教職員へ情報提供し、必要に応じ、家庭に情報提供してもらっている。
- 「SSWの職務内容の説明と意見交換会」を休業期間中に担当小中学校全てで実施した。メンバーは管理職、担当教員（教育相談、いじめ問題担当、生徒指導）、市町村教育委員会指導主事、SSW。

(ICTを活用した取組)

- 個別ケースについて、スカイプを通じて、SVから助言を行っている。
- テレビ電話を活用し、担当の教員と共に「ゲーム依存症対策資料」「DV対応資料」を作成したり、要支援児童の支援計画の作成を行ったりしている。
- 保護者との関係が良くなかったり、虐待のリスクがあったりする児童生徒に対し、相談内容を家族に聞かれるため、本音で語るができない場合には、オンラインアプリの機能を利用して担任とのメールやチャットができることについて、担任を通じて周知した。